

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（概要）

都市デザイン部都市政策室

1 主な改正の理由

北信太駅西口広場及びアクセス道路の整備に合わせた自転車による鉄道駅へのアクセス性の向上を目的として、北信太駅西自転車駐車場を設置するに当たり、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 北信太駅西自転車駐車場の規定

北信太駅西口広場及びアクセス道路の整備に合わせた自転車による鉄道駅へのアクセス性の向上を目的として、北信太駅西自転車駐車場を設置するため、第3条及び別表第1中の北信太駅西自転車駐車場の規定を次のとおり規定する。

名称	位置	利用車種
北信太駅西自転車駐車場	和泉市葛の葉町二丁目72番地の9	自転車

(2) 北信太駅西自転車駐車場における利用許可の種類の限定

北信太駅西自転車駐車場においては、一時利用のみとし、定期利用は行わないことから、第9条第2項に、北信太駅西自転車駐車場の利用許可の種類を規定する。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

北信太駅西口広場及びアクセス道路の整備に合わせた自転車による鉄道駅へのアクセス性の向上を目的として、北信太駅西自転車駐車場を設置するに当たり、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成7年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(中略)</td><td></td></tr><tr><td>北信太駅前仮設自転車等駐車場</td><td>略</td></tr><tr><td>北信太駅西自転車駐車場</td><td>和泉市葛の葉町二丁目72番地 の9</td></tr><tr><td>(以下略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		北信太駅前仮設自転車等駐車場	略	北信太駅西自転車駐車場	和泉市葛の葉町二丁目72番地 の9	(以下略)		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(中略)</td><td></td></tr><tr><td>北信太駅前仮設自転車等駐車場</td><td>略</td></tr><tr><td>(以下略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		北信太駅前仮設自転車等駐車場	略	(以下略)	
名称	位置																		
(中略)																			
北信太駅前仮設自転車等駐車場	略																		
北信太駅西自転車駐車場	和泉市葛の葉町二丁目72番地 の9																		
(以下略)																			
名称	位置																		
(中略)																			
北信太駅前仮設自転車等駐車場	略																		
(以下略)																			
(利用許可の種類)	(利用許可の種類)																		
第9条 略	第9条 略																		
2 前項の規定にかかわらず、北信太駅前仮設自転車等駐車場における利用許可の種類は、 <u>同項第1号の定期利用許可のみ</u> とし、 <u>北信太駅西自転車駐車場における利用許可の種類は、同項第2号の一時利用許可のみ</u> とする。	2 前項の規定にかかわらず、北信太駅前仮設自転車等駐車場における利用許可の種類は、 <u>1月（月の初日から末日までをいう。）を単位とする定期利用許可のみ</u> とする。																		

新	旧
別表第1（第4条関係）	
駐車場	利用車種
(中略)	
和泉中央駅前北自転車等駐車場	略
和泉府中駅東自転車等駐車場	略
	略
北信太駅西自転車駐車場	自転車

駐車場	利用車種
(中略)	
和泉中央駅前北自転車等駐車場	略
和泉府中駅東自転車等駐車場	略
	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号参考資料

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例制定について

位置図



議案第 号参考資料

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例制定について

配置図



北信太駅西口整備イメージ

葛の葉町1号線

